

福岡県  
安全・安心まちづくり条例に基づく  
防犯環境指針



# 安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針とは

福岡県では、県民に身近な犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、多くの犯罪が発生している施設<sup>(※1)</sup>に着目し犯罪の防止のための具体的手法を示した「防犯環境指針」を策定しました。

この商業施設編(深夜営業施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針、大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針)は、条例第17条第1項の規定に基づき、商業施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備、施設の利用者や従業員の安全確保のための管理対策等に関する具体的方策を示すことにより、商業施設における犯罪の防止を図ることを目的としています。

※1 学校・通学路、道路・公園・駐車場・駐輪場、住宅、商業施設で、犯罪の3/4が発生しています。

## 基本的な考え方

商業施設における犯罪を防止するため、施設の設置者、管理者は、法令による制限、犯罪の発生状況、建築計画上の制約等を考慮し、次の4つの基本原則に基づき防犯性の向上に配慮して施設の計画、設計、整備を行うものとします。

1

### 見通しの確保 (監視性の確保)

敷地内の屋外各部及び建物内の視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者<sup>(※2)</sup>が近づきにくい環境を確保する。

2

### 設置者等の防犯意識の高揚等 (領域性の確保)

防犯責任者<sup>(※3)</sup>及び従業員の防犯意識の向上を図ることにより、事業所内外の警戒活動を強化し、犯罪の起きにくい領域を確保する。

3

### 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

敷地内の配置計画、動線<sup>(※4)</sup>計画等を防犯に配慮したものとともに、必要に応じて防犯設備等を設置することにより、犯罪企図者の接近を防げる。

4

### 部材や設備等の強化 (被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくくするに、破壊等が行われにくく構造等とともに、被害に遭いやすい高額商品には盗難防止タグ設置の措置等を講じるなど被害対象を強化する。

※2 犯罪を行おうとする者をいう。

※3 商業施設において犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するために設置された責任者で、事業所内の防犯設備の維持、従業員に対する防犯指導、その他防犯上必要な措置を講ずる責任者をいう。

※4 建物内での歩行距離と頻度の相関関係を線で示したもので、人の流れが集中するよう太くて短いものが理想である。動線が決まることにより、それ以外の場所にたたずむ犯罪企図者は居住者等から目立つこととなり、居住者間の意識が高まることが期待される。

## 指針の対象

この指針の対象となる商業施設は次のとおりです。

### ●深夜時間帯(午後11時から翌日の4時までの間)に営業する商業施設のうち

深夜スーパー・マーケット	衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店(売場面積50%以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。)で、その売場面積が250m <sup>2</sup> 以上のもの
コンビニエンスストア	飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30m <sup>2</sup> 以上250m <sup>2</sup> 未満のもの

### ●大規模小売店舗

大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定するもの 深夜時間帯に営業をする大規模小売店舗は、深夜営業施設の指針も適用されます
---------	---

## 事業所の周辺地域への配慮等

### 協力体制の構築

- 近隣居住者や地域防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努める。

### 迷惑行為に対する対応

- 店舗周辺での長時間のたむろ行為などの迷惑行為を防止するため、周辺の巡回を行うとともに、迷惑行為を認めた場合は、警察に通報等する。

### 地域の安全拠点としての機能

- 犯罪被害者又は、被害に遭いそうになった者が駆け込んできた場合は、緊急避難場所としての機能を發揮する。



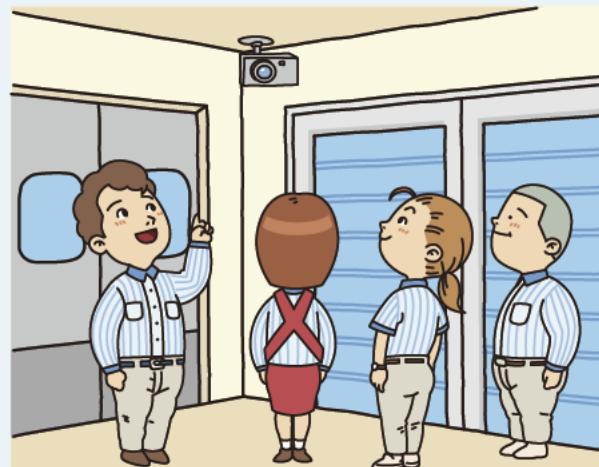
## 防犯責任者の設置

### 防犯責任者の選任

- 各事業所ごとに業務内容に精通し、従業員に対する指導的立場にある者の中から防犯責任者を選任する。

### 防犯責任者の役割

- ①防犯設備の維持及び管理
  - 防犯設備の点検整備
  - 防犯設備の操作要領の習熟
- ②従業員に対する防犯に関する指導等
  - 対応マニュアルの整備
  - 警察への通報要領の指導
  - 犯罪発生時の従業員の任務分担の決定
  - 定期的な防犯訓練の実施
  - 防犯設備の操作要領等の指導



### ③その他の措置

- 犯罪被害者等が助けを求めてきた場合における従業員が講すべき措置に関する指導
- 警察との連絡体制の確立
- 関係機関、団体等との情報交換
- 青少年の健全育成に対する協力

# 深夜営業施設・大規模小売店舗共通対策

以下の事項は、特に限定する場合を除き、深夜営業施設、大規模小売店舗の双方で取り組んでください。

## 従業員出入口

- 道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラ等を設置する。
- 深夜における視認性を確保するため、センサーライトを設置する。
- 自動施錠機能付き扉、\*防犯建物部品等を設置することが望ましい。

\*防犯建物部品について  
平成16年4月1日に警察庁より防犯性能の高い建物部品の目録が公開されました。この防犯性の高い建物部品を防犯建物部品とよび、共通のCPマークを表示することができます。この防犯建物部品は官民合同会議の防犯性能試験に合格した製品です。

## 事務室等

- 事務室等の一般人立入禁止場所は、施錠等をすること。
- 事務室等の窓には、面格子、シャッターや補助錠等を設置することが望ましい。

## ATM

- 道路又は店舗内からの見通しが確保された位置に配置する。
- 防犯カメラを設置する。

## レジカウンター

- 利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラ・防犯ミラー等を設置する。
- 高さや幅、内側の広さ(待避空間)を確保した構造とすることが望ましい。
- 犯罪企図者の侵入の防止に配慮した脇扉を設置する。(深夜営業施設のみ)
- 非常警報装置を作動させるボタン等を適当な場所に設置する。
- カラーボール等の防犯グッズを適当な位置に配置する。

## 防犯カメラ

- 有効な位置、台数等を検討して配置する。
- 有効に機能するための照度を確保する。
- 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる位置に設置する。
- 事務所等にモニターテレビ及び録画装置を設置し適切な管理、運用を行う。
- 記録した画像は、最低1週間以上保存し、適切な管理を行う。

## 商品陳列棚

- 店舗内の見通しに配慮した位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラ・防犯ミラー等を設置する。
- 高さや幅は、店舗内の見通しを考慮した構造とする。
- 高額商品等は鍵付きのショーケース等に収納するとともに、常に従業員を配置する。(大規模小売店舗のみ)
- 通路に見通しを妨げる物を置かない。

## 外周の構造

- 非常通報装置と連動したサイレン・赤色灯等を設置する。

## 利用者出入口

- 道路、通路及び廊下等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラ等を設置する。
- 来客感應装置を設置する。(深夜営業施設のみ)
- 扉の内外を相互に見通せる構造にする。

## 駐車場・駐輪場

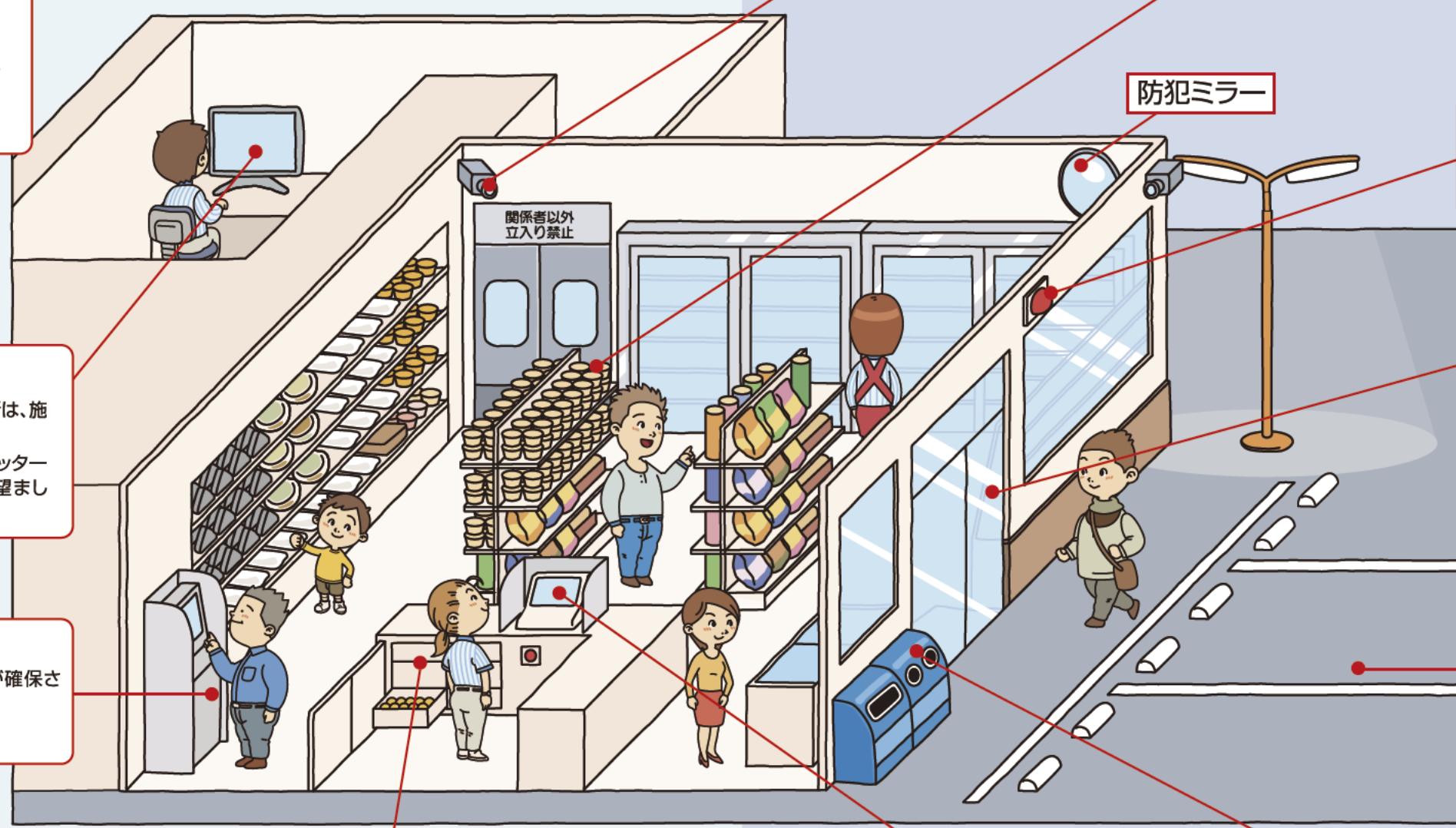
- 道路又は店舗内から見通しが確保された位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラ等を設置する。
- チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置する。

## レジスター

- 利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。
- 現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置する。
- カウンター越しに手が届かない位置に配置する。

## ゴミ置き場

- 道路からの見通しが確保された位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラ等を設置する。
- 施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。



# 大規模小売店舗固有の対策

大規模小売店舗については、以下の事項についても、取り組んでください。

## 階段

- 屋外に設置された階段は、道路から見通しが確保された位置に配置する。
- 見通しが確保できない場合は、防犯カメラなどを設置する。



## 屋上

- 出入口には、防犯建物部品等を設置することが望ましい。
- 屋上を利用客が使用しない場合は、扉を常に施錠し、施錠状況を確認する。
- 転落防止のため柵、柵等を設置し、定期的な点検・整備を行う。



## 警戒要領等(深夜営業施設・大規模小売店舗)

### 現金の管理

#### 金庫の構造等

- 防犯性能の高いものにするとともに、床に固定するなど容易に持ち運びできないようにする。
- 異常があった場合の通報装置を設置することが望ましい。
- 金庫の鍵の適切な保管・管理に努める。
- 深夜時間帯においては事業所外での保管に努める(深夜営業施設のみ)。

#### レジスター内現金の適正管理

- レジスター内の現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。

## 試着室

- 店舗内の見通しに配慮した位置に配置する。

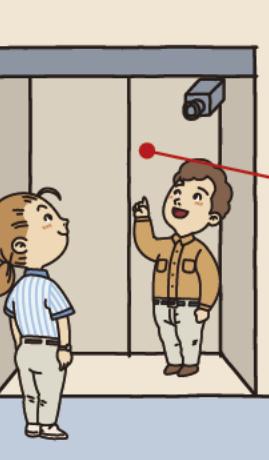


## 売場

見通しが良い



## エレベーター



## 階段

- 周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしない。

## トイレ

## 子ども広場・ゲームコーナー等

- 店舗内の見通しに配慮した位置に配置する。
- 遊具は、見通しに配慮した位置に配置する。



## トイレ



## 警戒要領

### 勤務体制(深夜営業施設のみ)

- 深夜における勤務体制は、複数人によるものとする。

### 警備業者への委託

- 警備業者に委託するなど、巡回を強化する対策を講じる。

### 店舗内外の警戒

- 整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努める。

## 深夜営業施設、大規模小売店舗に関する必要な照度

場 所	必要な照度
●敷地内の駐車場 (深夜営業施設、 大規模小売店舗)	3ルクス以上
●エレベーターホール	20ルクス以上

**福岡県安全・安心まちづくり条例に  
基づく防犯環境指針  
(商業施設編)**

**福岡県人づくり・県民生活部生活安全課**

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
TEL 直通:092-643-3124

安全・安心まちづくりHPでご覧いただけます  
<http://www.anzen-fukuoka.jp>